

消防用設備等に関する運用基準

令和7年3月25日

金沢市消防局

「消防用設備等に関する運用基準」目次

- 基準 1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準
- 基準 2 消防用設備等の設置単位に関する取扱いに関する基準
- 基準 3 階数及び床面積の解釈に関する基準
- 基準 4 「壁及び天井の室内に面する部分」の取扱いに関する基準
- 基準 5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準
- 基準 6 収容人員の取扱いに関する基準
- 基準 7 2以上の防火対象物に設置する消火設備の加圧送水装置等の取扱いに関する基準
- 基準 8 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置及び水源の取扱いに関する基準
- 基準 9 屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 10 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 11 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準
- 基準 12 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準
- 基準 13 泡消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 14 不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 15 ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 16 粉末消火設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 17 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 18 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 19 フード等用簡易自動消火装置の設置に関する基準
- 基準 20 自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 21 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 22 漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準
- 基準 23 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 24 非常警報設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 25 避難器具の設置、維持及び設置個数の減免の取扱いに関する基準
- 基準 26 誘導灯の設置及び維持に関する基準
- 基準 27 消防用水の設置及び維持に関する基準
- 基準 28 排煙設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 29 連結散水設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 30 連結送水管の設置及び維持に関する基準
- 基準 31 非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 32 無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準
- 基準 33 非常電源の設置及び維持に関する基準
- 基準 34 消防用設備等(誘導灯及び誘導標識を除く。)の標識類の様式の取扱いに関する基準
- 基準 35 防災センター等の設置に関する基準
- 基準 36 非常用の進入口の設置に関する基準
- 基準 37 非常用の昇降機(非常用エレベーター)の設置に関する基準

用語

この基準に用いる法令等の略称は、次に掲げるとおりとする。

- 1 法 消防法をいう。
- 2 令 消防法施行令をいう。
- 3 規則 消防法施行規則をいう。
- 4 条例 金沢市火災予防条例をいう。
- 5 建基法 建築基準法をいう。
- 6 建基令 建築基準法施行令をいう。
- 7 電設基準 電気設備に関する基準を定める省令をいう。
- 8 J I S 産業標準化法第 20 条第 1 項の規定による日本産業規格をいう。
- 9 検定協会 日本検定協会をいう。
- 10 安全センター 一般財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- 11 防災センター等 消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号に規定する防災センターをいう。
- 12 耐火構造 建築基準法第 2 条第 7 号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定するものをいう。
- 14 防火構造 建築基準法第 2 条第 8 号に規定するものをいう。
- 15 不燃材料 建築基準法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。
- 16 準不燃材料 建築基準法施行令第 1 条第 5 号に規定するものをいう。
- 17 難燃材料 建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定するものをいう。
- 18 防火設備 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。
- 19 特定防火設備 建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定するものをいう。
- 20 防火戸 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定するものをいう。

凡例

この基準の条項末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

- 無印 : 法令基準
☆ : 法令基準+指導基準
◇ : 指導基準